

# 安平町民間賃貸共同住宅等建設助成金（制度詳細）

## 1. 対象住宅 次の要件を全て満たしている住宅

対象となる『賃貸共同住宅等』とは、建築基準法に規定する共同住宅又は長屋であること。

- ①建設する1棟につき、2以上の戸数を有すること。
- ②各戸が居間のほか、2以上の居住室を有すること。（2LDK以上）
- ③各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されていること。
- ④建築基準法の基準に適合する住宅であること。
- ⑤各戸について不特定多数に公募を行い、当該応募者との賃貸借契約の締結により入居者を決定するものであること。
- ⑥附帯施設の設置条件等を満たしていること。
  - ・1戸あたり車1台以上の駐車場及び概ね2平方メートル以上の広さの物置を設置すること。
  - ・ゴミステーションを設置すること。（町の関係課等との協議に基づき必要な措置を講ずること。）
  - ・入居者へ対して地域活動への積極的な参加及び協力を要請すること。
  - ・賃貸共同住宅等及び附帯設備に関し、環境不良の状態にならないよう、維持管理等必要な措置を講ずること。

## 2. 対象者 次の要件を全て満たしている方

新たに安平町内で賃貸共同住宅等を建設し、その所有者となる法人又は個人であること。

- ①建設する賃貸共同住宅等が専ら自己若しくは自己の親族又は特定の事業者等の従業員等に限定して入居させるためのものでない方
- ②公租公課に滞納がない方
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員でない方

## 3. 助成金額等

**助成金 合計額 = 該当基準額 / 1戸あたり × 戸数**

項 目	賃貸共同住宅等建設施工業者の別	
	町内業者	町外業者
建設する賃貸共同住宅等1棟につき、各戸が居間のほか、2以上の居住室を有するもの  例：全戸が居間+2以上の居住室を有している場合 例：2LDK+3LDKで構成された賃貸共同住宅等	150万円/1戸あたり	100万円/1戸あたり

**※上限額：1棟につき 1,200万円**

※町内業者とは、建設業法の建設業者の許可を有している法人で、安平町内において現に2年以上事務所を有し営業しているものです。

※单身者のみを想定した民間賃貸共同住宅等は、助成の対象となりません。

## 4. 手続きの流れ

企画提案の提出（期限：4月10日・水） → 企画提案のプレゼンテーション → 認定候補者の選定・決定  
→ 認定申請書の提出（建築確認申請前） → 認定申請の内容審査 → 交付認定 → 交付申請書の提出（建築確認申請後）  
→ 交付申請の内容審査 → 交付決定 → 建設工事着手 → 実績報告書の提出（住宅完成・登記完了後） →  
実績報告の内容審査・住宅の現場確認等 → 助成金額の確定通知 → 助成金の交付請求 → 助成金の支払い

## 5. 認定申請に必要な書類

認定申請書に下記書類を添付してください。

- ①事業予算書
- ②設計図書（建築基準法による確認申請に基づく書類）
  - ア. 建物及び駐車場、物置等の附帯設備の配置図（縮尺300分の1以上）

- イ. 建物附近の見取図（縮尺任意）
- ウ. 建物の平面図及び立面図（縮尺 100 分の1以上）
- エ. 建物の全体及び各住戸の床面積求積図

③印鑑証明書

④納税証明書

⑤申請者が個人の場合にあっては、所得証明書

⑥申請者が法人の場合にあっては、法人登記簿謄本又は履歴事項全部事項証明書及び直近の決算書類

⑦土地に関する全部事項証明書の写し

⑧誓約書兼同意書（様式）

⑨住宅管理に関する書類

⑩建物、附帯設備等の工事見積書

⑪賃貸共同住宅等の建設請負業者との工事請負契約書の写し

⑫その他必要書類

## 6. 交付申請に必要な書類

交付申請書に下記書類を添付してください。

- ①建築基準法第6条第1項に規定する建築確認済証の写し
- ②その他必要書類

## 7. 実績報告に必要な書類

実績報告書に下記書類を添付してください。

①事業決算書

②建物、附帯設備等の支払い領収書の写し

③建物の所有権保存登記又は建物表示登記の写し

④建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し

⑤建物、附帯設備等の完成写真（四方向から撮影した写真、屋内の写真ほか）

⑥入居募集に関する書類（入居募集チラシ等）

⑦その他必要書類

## 8. その他

①当該助成金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはなりません。

②次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

ア. 虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付の決定を受けたとき。

イ. 要綱第6条第2項に規定する条件を故意に履行していないと認められたとき。

ウ. 要綱第15条の規定に違反したとき。

エ. 助成金の交付決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅等を取り壊し、若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅等の要件を欠いたとき。

オ. 賃貸共同住宅等の所有権の権原を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、助成金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に賃貸共同住宅等の要件を欠き、又は新たな所有権が要綱第3条に規定する助成対象者の要件を満たしていないと認められたとき。

カ. 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法又は当該要綱に違反したとき。

③交付決定を取り消した場合、既に助成金交付されている時は、助成金の全部又は一部を返還してもらうことがあります。

## 9. 助成金に関する要綱

- ①安平町民間賃貸共同住宅等建設助成金交付要綱

## 10. 申請書提出先・問合せ先

詳細は下記までお問い合わせください。

安平町役場（総合庁舎） 政策推進課

住所：〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

電話：0145-22-2751 FAX：0145-22-2026

メール：m-suishin@town.abira.lg.jp

ホームページ：http://www.town.abira.lg.jp/